

平成 15 年度第 2 回常務理事会議事録

日 時：平成 15 年 6 月 6 日（金）15：00～17：20

会 場：保健会館別館「5 階会議室」

出席者：

会 長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理 事：植木 實、落合 和徳、岡村 州博、佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、
村田 雄二、和気 徳夫

監 事：荒木 勤、中野仁雄、藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、清水 幸子、
高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、
村上 節、矢野 哲

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

事務局：荒木 信一

[資料]

第 2 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 1 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：平成 15 年度運営企画委員会委員（案）[当日配付]

庶務 2：日本循環器学会よりの禁煙指導ガイドライン作成のための班員推薦依頼

庶務 3：会員からの卵巣腫瘍取扱い規約第 1 部に関する指摘[当日配付]

庶務 4：会員からの西北・内分泌委員会報告の統計に関する指摘[当日配付]

庶務 5：周産期委員会からの「アセチルスピアマイシン」製造中止についての再検討の依頼

[当日配付]

会計 1：平成 14 年度決算に関わる資料[当日配付]

渉外 1：FIGO からの妊娠絨毛性腫瘍に関する本会婦人科腫瘍委員会の回答案

渉外 2：JOGR に係わる Blackwell 社との出版契約書（案）

社保 1、2：社会保険関連委員一覧

社保 3：不妊治療助成に係わる新聞記事

社保 4、5、6：血液製剤に関する改正薬事法施行の資料

社保 7、8、9：日医疑義解釈委員会見解

倫理 1：胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解案[当日配付]

定款改定 1：文部科学省モデル定款

広報 1：外保連ニュース

広報 2：平成 14 年度本会主催の公開講座についてのアンケート回答取りまとめ

15:00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名全員が出席し、野澤会長が開会を宣言した。会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務、会計担当常務理事の計 3 名を選任した。

・ 第 1 回常務理事会議事録の確認
修正なく承認した。

・ 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務 (落合和徳理事)

[〃 本会関係]

(1) 会員の動向

飯田茂樹^{いいたしげき}功労会員 (愛知) が 6 月 4 日に逝去されたので、会長名の弔電、香典を手配した。

(2) 飯島正一郎事務局長の逝去について

飯島事務局長には 5 月 25 日に逝去された。会長名弔電、生花を手配するとともに、会長名の弔辞を捧げた。

(3) 平成 15 年度運営企画委員会委員 (案) について

前回常務理事会で提示の案を若干修正した最終委員会案を提示され、これを承認した。

[資料：庶務 1]

なお、落合常務理事より「IT 化推進委員会は、IT に特化したものではなく、事務局機能全体を検討する委員会である」との補足説明があった。

(4) 理事会内委員会産科小児科合同委員会の再発足について

本件につき以下の質疑があった。

村田常務理事「2 年前まで理事会内委員会として、小児科との合同委員会が存在した。懸案であった両会におけるサブスペシャリティとりわけ周産期のサブスペシャリティが立ち上がったことから、所期の目的が達成されたとして、合同委員会は解散した。しかし、昨今、サブスペシャリティや卒後教育を考える上でも、小児科との共同歩調が必要な局面が出てきており、本会としても小児科とのパイプラインの復活が必要と思われる」

落合常務理事「理事会内委員会として復活するとして、どの位の頻度での委員会開催が必要か。予算措置の面からも教示願いたい」

中野監事「産婦人科や小児科に係わる様々なサブスペシャリティの動向の中で、日本産科婦人科学会、日本小児科学会がしっかりと状況を把握していることが重要である。本会理事会内に委員会を設置する必要はなく、本会を代表する委員を理事会から推薦する形で良い。小児科学会も同様に理事会から委員を推薦する形をとる」

以上の質疑を経て、本件については本会理事会内委員会として設置するのではなく、本会代表の委員を推薦する方針を確認した。ついては、今後村田常務理事を窓口として、小児科学会の委員数等を考慮した上で、本会理事会で委員の推薦を諮ることになった。

(5) 専門委員会関連

会員から卵巣腫瘍取扱い規約に関し、問題点の指摘があったことについて[資料：庶務 3]

落合常務理事より「本会会員から卵巣腫瘍取扱い規約第 1 部、組織分類ならびにカラーアトラスにつき数カ所の間違いの指摘があった。同規約も出版後 10 年以上が経過しており、内容

sの見直しの時期がきているのではないか。については婦人科腫瘍委員会の中に病理学会側の委員を入れた規約改訂小委員会を立ち上げてはどうか」との提案があった。

本件提案につき協議の結果、これを承認した。

会員から 2003 年 3 月号の生殖・内分泌委員会報告に関し問題点の指摘があったことについて[資料：庶務 4]

本件につき以下の質疑があった。

吉田幹事長「医会のメーリングリストを通じてではあるが、本会会員から本会生殖・内分泌委員会の登録の報告が遅れているとの指摘があった。同様に倫理委員会の登録調査小委員会の報告も遅れているので、早急に対応する必要がある」

佐藤常務理事「平成 12 年度以降の生殖・内分泌委員会からの報告が遅れているのは事実で、会員からの指摘を重く受け止めなければならない。生殖・内分泌委員会の登録の集計はボランティアベースで個人の先生に依存するところが大きい、責任の所在があいまいで、委員会として責任所在を明確にすべきである」

吉田幹事長「倫理委員会の登録に関する報告業務についても責任の明確化が必要と考える」

以上の議論を経て、庶務と倫理委員会において、登録に関する報告書作成の責任者について検討することになった。

周産期委員会から会長宛「アセチルスピラマイシン」製造中止について再検討の依頼があったことについて[資料：庶務 5]

落合常務理事より「本年 2 月 21 日の疑義解釈委員会において厚生労働省から多数の供給停止予定品目が示された中にアセチルスピラマイシンが含まれていた。供給停止の理由は、需要減少のためとのことであった。本会としては全理事に社保を通じ、供給停止につき異存がないか伺ったが、特段の意見がなかったので、供給停止を応諾する旨の回答をした。しかし、小児科学会からはアセチルスピラマイシンの供給継続要望書が厚生労働省に提出された。

今回、本会周産期委員会から同薬はトキソプラズマ症の治療薬として母子感染を防止するために必要不可欠との意見を受け、本会として一旦は供給停止に OK との回答をしたが、改めて供給継続の是非につき協議いただきたい。なお、資料の供給停止予定品目検討の流れにあるように、供給継続の要望があった場合、厚生労働省から製薬メーカーに報告され、メーカーで供給停止とするか、供給継続とするかの判断を行っている」との発言があった。

本件につき協議の結果、本会周産期委員会の意見を入れ、本会として会長名で供給継続の要望書を提出することとなった。

〔 ．官庁関係〕

(1) 厚生労働省

「健やか親子 21」推進協議会・課題 2 平成 15 年度幹事会への本会からの参加者について

本件については第 1 回常務理事会（平成 15 年 5 月 16 日）において、参加者人選につき会長一任となったが、会長より岡村州博、久保春海、木下勝之、佐藤 章、佐藤郁夫の 5 氏の推薦を行った。

〔 ．関連団体〕

(1) 日本学術会議

日本学術会議第 19 期会員選出に係わる選挙が 5 月 28 日に行われ、本会から推薦の青野敏博徳島大学学長が、第 19 期委員に内定した。

日本学術会議より本会に科学研究費補助金の第1段審査委員候補者として、14名の推薦依頼があった(5月23日)。

落合常務理事より「5月28日付で全理事に郵送での推薦依頼を行った。第2回理事会前に日本学術会議に候補者推薦を行わなければならないので、郵送による投票結果を踏まえ、本日14名の審査員候補者の決定を行う。なお、審査員候補者の推薦は得票数順位、同票の場合は年長者を上位とするとの慣例となっている」との説明があり、得票結果に基づく次の審査委員候補者(案)が示された。

稲葉 憲之、武谷 雄二、苛原 稔、嘉村 敏治、櫻木 範明、斎藤 滋、村田 雄二、石塚 文平、小辻 文和、水沼 英樹、峯岸 敬、本庄 英雄、池ノ上 克、和気 徳夫協議の結果、これを承認した。

(2) 日本循環器学会

日本循環器学会より、同学会学術委員会「禁煙指導のガイドライン班」を母体とし、禁煙指導を必要とする関連学会の合同委員会を設置し、禁煙指導のガイドラインを作成するに伴い、本会から班員1名を推薦してほしいとの依頼状を受領した(5月28日)。[資料：庶務2]

本件に関し野澤会長より「日本循環器学会からは妊婦に関する禁煙の検討も行うので、その方面に見識ある先生の推薦をいただきたいとの依頼を受けている。私としては、順天堂大学の木下勝之教授が相応しいと思うので推薦したい」との提案があり、協議の結果これを承認した。

[. その他]

後援依頼

第20回国際胎児病学会(会長 中野仁雄、2004.4.23~26、於 福岡)より、後援依頼の書面を受領した(6月2日)。

協議の結果、本件後援を承認した。

日本イーライリリー株式会社より「うつ病の診断と治療のための医師教育」に関する合同会議開催につき本会会員赤松達也氏の参加以来の書面を受領した(6月4日)。

赤松達也会員の参加を了承した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

1) 平成14年度決算監査と会計担当理事会について[資料：当日配付]

岡村常務理事より「本日、常務理事会に先立って平成14年度決算に関する会計担当理事会と決算監査が行われた。同確定決算につき、一般会計の概要を申し上げますと、収入面における会費収入はほぼ予算通りであったが、機関誌収入のうち、機刊誌刊行協力費(広告費)収入が大幅減収となり、収入全体で当初予算比9百万円強下回る結果となった。

一方、支出面は財政改革の方針が各部署、各委員会で徹底され、大幅な減少を見た。具体的には機関誌の刷新による印刷費等の削減、医会との共同発送による発送費の節減、更には各委員会での通信会議の活用及び学会のあり方検討委員会のような会議の同日開催の工夫などによって旅費の削減が図られたことが大きい。結果として、事務所IT費の不計上2百万円、予備費の不計上4百万円を差し引いた上でも当初予算比21百万円強の支出差額となった。このような収支状況から、平成14年度一般会計収支差額は当初予算7百万円弱の黒字のところ、25百万円強の黒字と大幅な収支好転が見られた」との一般会計に関する説明があった。

更に、同常務理事より「平成14年度の専門医制度会計に関しては、当年度は登録更新の時

期に当たり申請者の多い年度であったので、登録料収入が 60 百万円強にのぼった。結果として、専門医制度の収支差額は 50 百万円弱となった。学術講演会会計については、会計担当理事会において、会計資料に添付の内容が担当校から報告された。特別会計、基本金会計については、特段の動きはなかったが、渉外特別会計につき AFOG 大会誘致費として 107 万円が支出された」との追加説明があった。

本件説明の後、藤本監事より「収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

業務報告書の内容は真実であると認める。

理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める」との報告があった。

また、野澤会長より「会計担当理事会での慎重な審議、その後の関口会計士立ち会いの下での監査役における財産の状況の突き合わせ等が行われ、平成 14 年度決算は適正なものと認められた。第 2 回理事会で正式に諮ることになるが、特に一般会計が各部署、委員会の努力で当初予算を上回る黒字となったのは喜ばしい」との発言があった。

以上の報告を踏まえ、会計理事会、決算監査の協議を経た、平成 14 年度収支計算書につき協議の結果、修正なく第 2 回理事会において諮ることを承認した。

3) 学 術 (和気徳夫理事)

(1) 会議開催

第 55 回学術講演会シンポジウム事後評価委員会を 6 月 5 日に開催した。

6 月 26 日に第 1 回 IS 委員会を開催する予定である。

6 月 27 日に第 1 回学術担当理事会、第 1 回学術企画委員会を開催する予定である。

和気常務理事より「第 55 回学術シンポジウム 4 課題の事後評価については、学術企画委員会の議を経た上で第 2 回理事会に事後評価報告書を提出する予定である。今後の学術における最大の課題は、会場の固定化に伴い、学術集会長と学術企画委員会との役割分担を明確にすることである。何とか今年度中にとりまとめ、第 56 回総会にはその内容を提示できるようにしたい」との報告があった。

(2) 平成 15 年度「日本医師会医学賞」候補者の推薦結果について

和気常務理事より「平成 15 年度日本医師会医学賞につき学術企画委員会委員及び理事会に推薦を依頼したところ、特に推薦は寄せられなかった。その後 1 名の会員から自薦があった。事務局に送付された論文、経歴書を本日配付しているところである」との説明があり、更に荒木事務局次長から「日本医師会雑誌の日本医師会医学賞の応募要綱を見られての応募である。本会会長に推薦を求めべく、論文等を送って来られた」との補足説明があった。

和気常務理事より「これまでの日本医師会医学賞の受賞者の業績に鑑みて、本会として今回自薦の論文を推薦するのは難しい」との見解があった。

中野監事より「論文の中身を qualify するかどうかの議論より、手続き論で対応するのが良い。本会からの推薦が難しければ、他のルートでの apply も考えられよう」

今回自薦の申し出に対し協議の結果、推薦の意見がなかったので、推薦を見合わせることにした。

(3) 総会会場固定化準備委員会事前打ち合わせ会

和気常務理事より「本日午前中に打ち合わせ会を行った。今後の総会会場固定化の試行を照準に、担当校の負担をいかに軽減するかの方策等につき協議を進めていきたい」との方針説明があった。

4) 編集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

6月6日に機関誌編集会議を開催した。

6月27日に第1回編集担当理事会を開催する予定である。

(2) 「研修医のための必修知識」の製本化について

星常務理事より「3年前の藤井認定医制度委員長の頃に、研修医のためのテキストを本会機関誌の研修コーナーに掲載し、後にまとめて製本化することを念頭に置いていた。ついでには平成16年度からスーパーローテイトが始まるタイミングでもあり、53巻1号から56巻3号までを製本化したい。購入対象者は連載が始まった以降に日産婦誌を手取るようになった研修医や研修の指定病院それに産婦人科を選択しないスーパーローテーターを考えているが、多少収益的なものも追求したい」との提案があった。

本件に関し以下の質疑があった。

藤井副会長「当初から製本化を視野に入れた研修コーナーであったのでは是非実現してほしい」

星常務理事「学会編で出版すると学会が責任を負うことになる」

田中常務理事・落合常務理事「医会とのワーキンググループにおいて産婦人科を選択しない研修医のためのガイドブックはこの製本化をもって充当するのか」

星常務理事「研修コーナーから抜粋する形での1か月半ないしは3か月のカリキュラム案に沿ったガイドブックの作成は可能である。専門医制度委員会の平原研修小委員長がガイドブックの作成を担うことになったが、私も委員の一人なので、指摘の点を踏まえたものになりたい」

武谷常務理事「確かに、現在専門医制度研修小委員会で研修必修化のための手引きを鋭意準備をしているところであり、今回の研修コーナーの製本化との調整は必要であろうかと思う。また研修コーナーの製本化に当たっては、全体としての記述の調整も必要であろうし、学会としてこれを全面的にコミットするのかどうかの検討も必要である。学会がコミットするとなると記述に関して社会的責任を負うことになる」

藤井副会長「学会として及び腰でもいけないのではないかと。いかに学会として介入し、学会としての事業として仕上げていくことが必要と思う」

村田常務理事「内容的に専門委員会での approve を経る過程が必要ではないか。専門委員会も大変とは思いますが、本会として priority の高い仕事と思うので、そのための労力を惜しむべきではない」

佐藤常務理事「責任逃れの出版となってはまずいと思う。やはり専門委員会での検討を経た上での本会としての権威ある出版物とすべきである」

藤井副会長「今回の出版を始め、本会が翻訳を含め本格的に出版に取り組むとなれば、これを approve するような委員会を別途設置することも考えてはいかがか」

和気常務理事「学会としていかに certificate するかということが重要だ。各専門委員会での検討を更に学会として certificate するという手続きも必要という問題も出てくる」

武谷常務理事「例えば2年毎に up to date する必要も出てくる。そのための定常的な委員会も必要ではないか」

中野監事「検討の入口は編集と専門委員会としても、その後内容的なフォローも必要となれば、常置委員会の設置も必要ではないか」

以上の質疑を踏まえ、野澤会長より「学会としてしっかりとしたものを作成する責任がある。そのため、編集と専門委員会が共同して作成に当たるのか、又は新たに委員会を設置して作成に当たるのか等の検討を行ってほしい」とのまとめがあり、協議の結果この2案のうちどちらかを選択することを確認した。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Nominations for the Terms 2003 2006 について

第1回常務理事会での協議を踏まえ、常任理事国への立候補と村田雄二理事の Treasurer への立候補を行う旨の書状を発送し(5月26日) 受領された。

2) FIGO 腫瘍委員会の Prof. Ngan 委員長からの妊娠絨毛性腫瘍に関するアンケート調査への本会婦人科腫瘍委員会の回答案について[資料: 渉外 1]

回答案につき承認した。

[AFOG 関係]

とくになし

[ACOG 関係]

とくになし

[その他]

(1) JOGR に係わる Blackwell 社との出版契約書の締結について

村田常務理事より「かねてより懸案の Blackwell 社との出版契約につき、本会の要望である紛争の場合の仲裁条項につき日本商事仲裁協会に仲裁を付任すること及び本訴の場合の準拠法は日本法によることが全面的に受け入れられた。他学会と Blackwell 社との契約では準拠法はオーストラリア法であるが、万が一の紛争の考え、故飯島事務局長が準拠法を日本法とすることを主張し、国際弁護士の意見も同様であったので、本会として予め Blackwell 社に申し入れていたものである。今回の Blackwell 社受け入れにより、契約上の問題が払拭されたので、同社と正式に契約を締結したい」との説明があり、資料の英文契約上のポイントとなる条項を確認の上、当該契約を締結することを承認した。なお、本会の契約人は現野澤会長、落合庶務担当常務理事、村田渉外担当常務理事とすることとした。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 社会保険関連の委員一覧(本会、日産婦医会)[資料: 社保 1、2]が植木常務理事から示され、報告された。

(2) 不妊治療助成に係わる新聞記事[資料: 社保 3]

植木常務理事より「新聞記事によると少子化対策の一環として、不妊治療助成に係わる与党三党の合意が報告された。内容的には体外受精と顕微授精の不妊治療に限って年間 10 万円前後で 2 年を限度とし、指定医療機関で治療した配偶者間不妊治療に助成を行うとのことである。本助成が実施されることは一歩前進であり、喜ばしいことである」との報告があった。

本件に関し以下の発言があった。

佐藤常務理事「不妊治療助成に伴い、その登録施設の治療成績の公開をいずれ求められるであろうから、その検討を倫理委員会などで予め行っておくべきだ」

澤幹事「国会の質疑の中で、助成対象となる医療施設の基準が必要であるとの意見が出ている。その意味で本会における登録調査をしっかりとしておく必要がある」

田中副会長「厚生労働省は本会の登録施設を利用することを考えているようだ。ただし、治療成績の公開までは考えていないのではないかと。いずれにしろ、倫理委員会等で不妊治療助成に係わる議論、検討を行う必要はある」

以上の議論を踏まえ、今後倫理委員会では不妊治療助成に関わる検討を行っていくことが確認された。

(3) 血液製剤に関連する改正薬事法の施行について

平成 15 年 7 月 30 日より生物由来製品・特定生物由来製品に関する改正薬事法が施行される。
[資料：社保 4、5、6]

植木常務理事より「ポイントは、いわゆる感染症のリスクとベネフィットが記されていること、またカルテの保存が 20 年と義務づけられたことである」との説明があった。

(4) 日医疑義解釈委員会見解について[資料：社保 7、8、9]

落合常務理事より「日本医師会の常置委員会の一つである疑義解釈委員会は原則毎月 2 回開催され、新医薬品の薬価基準収載、供給停止予定品目、経過措置予定品目、要望事項などにつき協議している。なお、供給停止予定品目については、原材料の問題で供給停止になるのはやむを得ないが、需要不足などの理由での供給停止により診療上不都合となるような場合は供給継続の要望を提出した方がよい」との説明があった。

(5) 日本産婦人科医会における社保関連の会議

5 月 24 日に開催された日産婦医会第 1 回社会保険委員会、5 月 25 日に開催された第 33 回日産婦医会全国支部社会保険担当者連絡会に、本会より委員として植木、稲葉両理事、松田外保連委員、清水社保担当幹事が出席した。

(6) 外保連、内保連からの報告事項について

植木常務理事より「外保連関連では『本年度保険報酬点数改定案』に関するアンケートを 6 月 9 日付で全理事、社保委員に郵送し、その回答結果を 6 月 28 日の社保委員会で取りまとめ、委員長名で外保連に提出予定である。内保連関連では、検査投薬等の要望書や外来補助管理加算の要望書を作成中であるが、若干作成作業が滞り気味である」と報告があった。

(7) 会員からの「混合診療」についての問い合わせ[本日記付資料]

植木常務理事より「会員からの問い合わせ内容は保険診療と自費診療を合わせて行う混合診療は禁止されているが、明瞭に区別するにはカルテを保険診療と自費診療とに分けるのか、それとも請求時に（会計レベルで）判るようにすれば良いのか、厚生労働省の指導によると自費診療と保険診療を別の日に行うよう指導があったが運用面ではどうなるのか、というものであった。6 月 28 日の社保委員会で検討の上、全員に回答する予定であるが、本件につき何かアドバイスがあればお願いしたい」との発言があった。

本件に関し

松岡副議長より「日産婦医会は以前より会員にカルテを保険診療と自費診療と明確に分けるよう指導している。運用面についてはカルテを明確に分けることを徹底すれば良いと考える」との発言があった。

7) 専門医制度（武谷雄二理事）

(1) 会議開催

5 月 17 日に第 1 回中央専門医制度委員会を開催した。

6 月 22 日に第 2 回中央専門医制度委員会、全国地方委員会委員長会議を開催する。

第 1 回中央専門医制度委員会の協議を踏まえ、武谷常務理事より「本年度は正式な筆記試験の実施初年度になる。問題の選定に当たっては細心の注意を払い、筆記試験のスタンダードを早めに確立するようにしたい。ロールプレイについては人格、ヒューマニティ等を問うこととし、筆記試験とは独立のものと位置づけてはいるが、産婦人科医としての知識を前提とした上でのロールプレイであることを確認した。

また先程の星常務理事の報告とも関連するが、現在専門医制度研修小委員会において、卒後研修におけるスーパーローテイト専用のテキストを作成中である。その作成に当たっては、産

婦人科専門医として要求される知識水準との調整が必要である。更にスーパーローテイトの期間算入いわゆる産婦人科専門医の期間（現行 5 年）に算入するのか、しないのか、会員資格をどうするのかも今後の大きな検討課題となる」との報告があった。

(2) 専門医認定二次審査

5 月 23 日に第 2 回筆記試験問題選定委員会を開催した。

6 月 20 日に第 3 回筆記試験問題選定委員会を開催する予定である。

(3) 中間法人日本専門医認定制機構第 1 回総会について

6 月 11 日に第 1 回総会が開催されるが、本会から野澤会長が出席する予定である。

8) 倫理委員会（田中憲一委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（5 月 30 日現在）

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 80 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 595 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 428 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号（平成 6 年 8 月）において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 320 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 26 施設

(2) 倫理委員会委員（案）について

第 1 回常務理事会で提示した倫理委員会委員（案）につき通信で全理事に伺ったところ、全員より承認が得られた。正式には 6 月 28 日の第 2 回理事会で承認を得る予定である。

(3) 倫理委員会の開催

6 月 4 日に第 1 回倫理委員会を開催した。

(4) 岡山県井原市役所から ART 登録施設名（全国）の住所を教えてください旨の依頼があった件について

本件につき、第 1 回常務理事会での議を踏まえ、井原市民病院院長 工藤尚文先生（前岡山大学産婦人科教授）に対応を依頼のところ、工藤先生が資料を用意し、井原市役所の担当部署に手渡された。

(5) 倫理委員会議事録について：前年度と同様、発言者明記で作成し、会員用ホームページ上で公開することを了承した。

(6) 倫理審議会答申「精子・卵子の提供者を匿名の第三者にする点について」を、会員用ホームページ上で公開することとし、米本前倫理審議会委員長の許可を得た上公開することを了承した。

(7) 解説資料集「代理懐胎について」を日産婦学会ホームページ上に掲載することを承認した。また、本件に関し田中倫理委員長から「当該資料は現状把握としての的確であり、広く社会に周知する意味からも、日本医師会雑誌に掲載する方向が示され、これに応じたい」との発言があり、これを承認した。

(8) 倫理審議会への諮問事項および設置について

田中倫理委員長より「本年度も倫理審議会を設置し、『生殖補助医療における子の出自を知る権利』に関して諮問することを予定している。

また倫理審議会委員選任にあたり、理事及び倫理委員会の先生方に委員候補者の推薦をお願いする」との報告があった。

本件に関し以下の質疑があった。

荒木監事「厚生労働省生殖補助医療部会では激しい議論の末、子の出自を知る権利を認めようという結論になった。それを踏まえた上で諮問事項とされるのか」

野澤会長「少なくとも学会として議論することが重要と考える」

武谷常務理事「議論のタイミング、スピードはどうか。法制化された場合、学会としてどう対応するのも考慮する必要がある」

田中倫理委員長「来年4月にも法制化される可能性があるので、それまでに学会としても審議したいとの主旨である」

澤幹事「法制化するとなると刑量などの問題も出てくるので、ガイドライン的なものを示すに止まる可能性もある」

荒木監事「出自を知る権利を行使できるのは15歳以上であり、早くても15年後の話である。その15年間に状況が変わる可能性があることを念頭に置く必要がある」

以上の議論を踏まえ、野澤会長より「様々な意見を踏まえ、倫理委員会で検討してほしい。またその他倫理審議会への追加諮問事項があれば、倫理委員会、理事会で協議してほしい」とのまとめがあり、了承された。また、倫理審議会の設置及び同委員推薦の手続きについて承認した。

(9) 「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）について（案）」および「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）制度規則（案）」について

田中倫理委員長より「これらの案を『生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ』のメンバー（本学会および日本不妊学会、日本受精着床学会等の他学会からのメンバー）に諮り、検討したい」との提案があり、協議の結果これを承認した。

(10) 登録調査・小委員会の登録業務について 登録業務一元化との関連において登録調査・小委員会の登録業務を、他の登録業務一元化と合わせてUMINを利用した登録体制とするかについて小委員会で検討することを了承した。

(11) 「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解（案）」について

田中倫理委員長より「胚提供に関しては、倫理委員会見解（案）として本年1月から3月末で会員に晒し意見を募ったが、意見は寄せられなかった。国の方針とは若干異なる本会の倫理委員会見解案だが、国とは別の視点での見解も意義のあることと思うので見解として、広く会員に周知したい」との説明があった。

本件に関し野澤会長より「正式に会告とするには総会の決議を得る必要があるが、その前に学会の見解を示したということである。ところで、国が胚提供を認めるといっても、ごく限られた施設しか認めないの方針である。逆に言えば、会員のほとんどはやってはいけないということであり、その意味で本会の見解案の存在意義もあることと思う」との補足説明があった。

本件につき協議の結果、この方針を承認した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

落合委員長より「第1回定款改定委員会を6月13日に開催し、定款及び関連規定の改定スケジュールと同改定に伴う役割分担につき協議を行う予定である。

なお、文部科学省担当者と折衝のところ、本会の理事長制導入の趣旨につき、大方の了解を得た。今後、定款改定委員会での検討結果を踏まえ、文部科学省と具体的折衝に入ることになるが、同省から現時点でのモデル定款を受領した。[資料：定款改定 1]

なお、今回の理事長制導入に係わる定款変更に絡めて、現行の定款を変更した方が良いという条項があれば常務理事会メンバーには 7 月中旬までに事務局に申し入れてほしい」との報告があった。

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

5 月 16 日に第 1 回学会のあり方検討委員会を開催した。

6 月 6 日に第 2 回学会のあり方検討委員会を開催する予定である。

藤井委員長より「本年度のあり方検討委員会では産婦人科の医師の存在意義をアピールする視点からの議論を行いたい。まず手始めに産婦人科医師の不足を定量化してみることにしたい」との報告があった。

(2) 平成 14 年度の学会のあり方検討委員会報告を 300 部印刷中であり、関連学会及びマスコミ等に配付することを了承した。

本件に関連し中野監事より「平成 14 年度学会のあり方検討委員会報告には重要な提言が盛り込まれており、4 月の私の講演では先取りの一部使わせていただいた。できれば産婦人科医師の存在意義に関する議論の部分だけでも別冊にしてもらい、厚生労働省にも配付したい。また、産婦人科医師不足を定量化し分析するとの作業は非常に大切である。これまで、産婦人科医師不足と言いながら、外部に説明できる明解な定量的分析はこれまでされたことがなかった」との発言があった。

3) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 会議開催

5 月 27 日に第 1 回広報委員会・情報処理小委員会を合同開催した。

佐藤広報委員長より同委員会・小委員会での協議内容につき

登録業務一元化に向けて現在 UMIN と協議を続けていること

施設番号の統一化のためには各部署、各専門委員会との調整、協議が必要であり、協力願いたいこと

「Info Sadohara」の名称を「日産婦学会ニュース」に変更したいこと

地方部会担当の公開講座について野澤会長より「日本産婦人科腫瘍評価 (JGOG) に癌関連公開講座の場合、金銭的補助が得られる」とのアドバイスがあり、JGOG と連絡を取り合うとの報告があり、 、 につき協議の結果、これを承認した。

(2) 外保連ニュースの国会ホームページへの掲載について

外保連からその活動内容について機関誌及びホームページへの掲載を依頼された。機関誌への掲載にはかなりの頁数を割かれ本会のコスト負担となるので、外保連にその旨を連絡したところ、ホームページへの掲載をお願いしたいとの依頼があり、同ニュースを国会ホームページに掲載することを承認した。[資料：広報 1]

(3) 平成 14 年度の本会主催公開講座「女性の健康を考える」についてのアンケート回答結果がまとまった。[資料：広報 2]

佐藤広報委員長より「参加者が 300 名強にのぼり、テーマから女性の参加者が多かった。内容的には興味深く、わかりやすかったと評価する人が 8 割弱と、好評であった」との報告があった。

本会主催の公開講座に関連し、落合常務理事より「今後会場固定化に伴い、公開講座の開催場所をどうするのかの検討も必要である」との指摘があり、協議の結果、今後広報委員会で検討していくこととなった。

4) 2007 第 20 回 AOCOG 実行委員会 (武谷雄二委員長)

6 月 6 日に第 1 回の委員会を開催した。

武谷委員長より「本日の会議では、2007 年 9 月 21 日～25 日を期間とし、本会の春の学術集会とは別途に開催すること、会場はスペース、コストそれに会員へのアピールとの観点から、横浜か東京、具体的にはパシフィコ横浜か東京プリンスホテルパークタワーとすること、また学会、医会両会の 2007ACOG への関わり方などが検討事項となることを確認した。当面実行委員会で開催骨子案を検討していく」との報告があり、協議の結果これを承認した。

3. 協議事項

1) 第 56 回総会並びに学術講演会について

野澤会長より「6 月 27 日の学術企画委員会及び 6 月 28 日の第 2 回理事会で協議させていただく」との報告があった。

2) 事務局長後任の件について

落合常務理事より「飯島事務局長が逝去されたが、事務局機能の遅滞なきを期すには、後任の事務局長を選任する必要がある。定款第 24 条では、職員は会長が任免すること、定款施行細則第 25 条第 1 項では業務統括のため事務局長を置くとなっており、これに従い、後任事務局長の選任をいただく」との説明があり、協議の結果、荒木信一事務局次長を 6 月 6 日付で後任事務局長として任命することにした。

4. その他の報告事項

1) 第 50 回日本麻酔科学会記念式典への出席について

荒木監事から平成 15 年 5 月 30 日に第 50 回日本麻酔科学会記念式典に野澤会長代理として出席したことが報告された。

以上